

平成 27 年 7 月 10 日
慶應義塾大学

本学薬学部教授による研究費に関する不正等と処分について

慶應義塾大学は薬学部教授（40 代、男性）を、7 月 2 日付で懲戒解雇処分としたので、ここに公表する。当該教授は、義塾の教職員として職務上求められる義務を誠実に履行すべきところ、規則違反等が認められた。その不正は非常に巧妙に仕組まれ、かつ頻回に行われ、悪質なものと判断した。慶應義塾教職員としての適格性を著しく欠いており、懲戒解雇処分という厳罰をもって臨むこととした。

1 経緯

平成 27（2015）年 1 月、本学研究活動等に関する申し立て窓口に対し、学内より当該教授の研究費会計処理等に問題があるとの通報があり、調査を進めたところ研究費の不正経理等が認められた。また、同年 3 月利益相反マネジメント関連事項の虚偽申告の疑いが発見され、同年 4 月には当該教授による教育不履行等の問題が判明した。調査委員会の設置等により事実解明を進めた結果、以下の不適切な行為が明らかになった。

2 不適切な行為の概要

（1）研究費に関する不正について

当該教授は研究費の執行にあたり、平成 23（2011）年より関連する手続き規程に違反する以下の行為等を行っていた。これらの行為は管理機構を欺くため、複雑に計画された手順と外部への依頼等により実行されている。当該教授はこの調査結果のおおよそを認めている。

これらは申し立て（内部告発）がなければ発覚することはないと思われるほど巧妙に仕組まれたものであった。

なお総額は現在までに判明しているものは約 500 万円で一部公的資金も含まれる。

旅費の二重請求

セミナー等を主催した企業から旅費を支給されていたにも拘わらず、これを秘匿し慶應義塾に対しても請求を行った。

航空券購入における虚偽申請

本人が直接 Web 等で購入することは原則として禁止されていたにも拘わらず、それを行っていた。これを隠蔽するため、旅行代理店で購入したと装い、手数料を上乗せして慶應義塾に請求していた。

出張根拠書類の偽造

出張根拠となる日程・場所・目的等を記載した書類を偽造して提出していた。

学生・助教の旅費・日当の不当徴収

学生等に支給された旅費のうち、宿泊費の差額および日当を学生等から当該教授に戻させていた。

偽領収書の作成

旅行代理店に慶應義塾が支払った航空券代の領収書を他企業宛に作成させていた。

(2) 利益相反自己申告書の虚偽記載について

当該教授は、ある研究事案の公的資金の助成を申請する際、必要な利益相反状況の審査を利益相反マネジメント委員会に申請するにあたり、事実と異なる申告を行った。その結果、克服しがたい利益相反の存在が隠蔽されることとなった。

なお、資金の使用開始前に当該助成金を辞退したため、利益相反には至らなかった。

(3) 教育の不履行について

当該教授は、学部および大学院授業の複数の担当科目について、担当すべき授業回数を十分に履行することなく、極めて質の低い授業を行っていた。本件は平成 24 (2012) 年より平成 27 (2015) 年 4 月に一部の授業で発覚するまで行われてきた。当該教授はこのことを認めている。

3 当面の対応について

不正に関しては、当該教授に該当金額を返還させる手続きを進める。公的資金については、関係省庁と相談をしながら明らかにし、返還手続きを進める。また、教育については補講等をすでに開始している。

なお、当該教授は調査に非協力的であるため調査自体に時間を要した。引き続き当該教授による未詳の不適正事案がないか調査を継続し、全体像の把握と的確な対応を目指して参りたい。

4 再発防止について

研究費の適切な執行、充実した教育の実践および利益相反の適切なマネジメントは、本学の活動の根本であり、また、学生、社会および国に対する基本的な責務と考える。よって今回は、事案の重大性に鑑み最も重い処分と臨むこととした。この事態を真摯に受けとめ、今後も継続して研究費の適正使用等についての啓発を進めるとともに、再発防止に尽力する所存である。

今後諸管理に一層の注意を払い、関連する制度・規程の適切な運用ならびに整備を進め、教職員に対してもより規則の遵守を徹底させたいと考えている。

以上